

穴水町ふるさと就職促進奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人口の減少を抑制するとともに、定住を促進し、もって地域の活性化を図ることを目的とし、穴水町ふるさと就職促進奨励金（以下、「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

奨励金の交付については、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号）に定めるもののほか、その交付に関し、この要綱を適用する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規学卒者 本町の出身者で、修学年限終了後1年以内の者
- (2) Uターン者 町外への転出期間が1年を超え、他の市区町村から本町に転入した者
- (3) Iターン者 本町以外の出身者で、他の市区町村から本町に転入した者
- (4) 奨学資金被貸与者 穴水町奨学資金条例（昭和46年4月1日条例第8号）に基づく資金の貸与を受けた者又は独立行政法人日本学生支援機構から資金の貸与を受けた者で、その資金を滞納なく償還している者

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者（以下、「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者に対して交付するものとする。

- (1) 本町の住民基本台帳または外国人住民に係る住民基本台帳（以下、「住民基本台帳等」という。）に登録された50歳以下の者で、町内事業所に正規雇用となった者
- (2) 町税等を滞納していない者
- (3) 生活保護を受けていない者
- (4) 事業所等の転勤による転入及び季節労働等により一時的に転入したものではない者
- (5) 国家公務員及び地方公務員以外の者

2 前項の規定にかかわらず、本町に居住の実態がないことが明らかである場合など、町長が交付対象者として適当でないとする者は、交付対象外とする。

(奨励金の種類)

第4条 奨励金の種類及び交付要件、奨励金額等は、別表第1に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、町内事業所に正規雇用となってから起算して、1年以内に穴水町ふるさと就職促進奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、別表第2に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定及び額の決定)

第6条 町長は、申請者から申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ調査を行い、奨励金の交付が適当であると認めたときは、穴水町ふるさと就職促進奨励金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号。以下「確定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による書類の審査等により、奨励金の交付が適当でないと認めたときは、穴水町ふるさと就職促進奨励金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 前条第1項の確定通知書を受けた者は、通知のあった日から20日以内に、穴水町ふるさと就職促進奨励金請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)により、町長に請求しなければならない。

2 前項の請求書は、実績報告書を兼ねるものとする。

(奨励金の交付決定取り消し及び返還)

第8条 町長は、確定通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、穴水町ふるさと就職促進奨励金返還通知書(様式第5号)により、既に交付した奨励金の全部、または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書の提出から3カ年以内に自己都合による離職、または本町の住民基本台帳に未登録となったとき
- (2) 提出した書類に、偽りその他不正があったとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき
- (4) 前各号に掲げるものの他、町長が奨励金の返還が相当と認めたとき

2 前項第1号に該当する者で、やむを得ない特別な事由であると町長が認める場合は、当該奨励金の全部、または一部の返還を免除することができる。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

奨励金の種類	奨励金の額	奨励金の限度額
新規学卒者就職奨励金	単身世帯者 10万円 その他世帯者 20万円	同左
Uターン者就職奨励金	単身世帯者 10万円 その他世帯者 20万円	同左
Iターン者就職奨励金	単身世帯者 10万円 その他世帯者 20万円	同左
奨学資金被貸与者就職奨励金	償還年額実績額の2分の1	限度額 10万円/年額

備考

- 1 新規学卒者就職奨励金、Uターン者就職奨励金及びIターン者就職奨励金の交付回数は、1人あたり1回限りとする。
- 2 新規学卒者就職奨励金、Uターン者就職奨励金及びIターン者就職奨励金と奨学資金被貸与者就職奨励金との重複交付を可能とする。
- 3 奨学資金被貸与者就職奨励金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額とする。また、交付回数は、1人あたり年1回とし、その期間は5カ年とする。

別表第2（第5条関係）

奨励金の種類	添付書類
新規学卒者就職奨励金	世帯全員の住民票（住民票謄本） 世帯全員の納税証明書 卒業証明書（就学課程の修了証明書）
Uターン者就職奨励金	世帯全員の住民票（住民票謄本） 世帯全員の納税証明書
Iターン者就職奨励金	同上
奨学資金被貸与者就職奨励金	世帯全員の住民票（住民票謄本） 世帯全員の納税証明書 奨学資金借用証書（償還年次表）、返還通知（領収書）

様式第1号の1 (第5条関係)

穴水町ふるさと就職促進奨励金交付申請書

年 月 日

穴 水 町 長 様

申請者 住所
氏名

穴水町ふるさと就職促進奨励金の交付を受けたいので、穴水町ふるさと就職促進奨励金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 奨励金の種類	<input type="checkbox"/> 新規学卒者就職奨励金 <input type="checkbox"/> Uターン者就職奨励金 <input type="checkbox"/> Iターン者就職奨励金
2 奨励金の交付申請額	円
3 住民基本台帳等登録年月日	年 月 日
4 雇用事業所の所在地及び名称	所在地 名 称 電話番号 () -
5 正規雇用年月日	年 月 日

穴 水 町 長 様

穴水町ふるさと就職促進奨励金交付要綱の規定を遵守し、奨励金の交付に必要な関係情報の記録を町長が調査確認することに同意します。

また、交付要綱第8条に該当することになったときは、遅延なく報告します。

申請者 住 所
氏 名
電話番号 () -

備 考

交付申請にあたっては、穴水町ふるさと就職促進奨励金交付要綱別表第2に規定する関係書類を添付して下さい。

様式第1号の2（第5条関係）

穴水町ふるさと就職促進奨励金交付申請書

年 月 日

穴 水 町 長 様

申請者 住所
氏名

穴水町ふるさと就職促進奨励金の交付を受けたいので、穴水町ふるさと就職促進奨励金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 奨励金の種類	奨学資金被貸与者就職奨励金
2 奨励金の交付申請額	円
3 住民基本台帳等登録年月日	年 月 日
4 雇用事業所の所在地及び名称	所在地 名 称 電話番号 () -
5 正規雇用年月日	年 月 日

穴 水 町 長 様

穴水町ふるさと就職促進奨励金交付要綱の規定を遵守し、奨励金の交付に必要な関係情報の記録を町長が調査確認することに同意します。

また、交付要綱第8条に該当することになったときは、遅延なく報告します。

申請者 住 所
氏 名
電話番号 () -

備 考

交付申請にあたっては、穴水町ふるさと就職促進奨励金交付要綱別表第2に規定する関係書類を添付して下さい。

第 年 月 日 号

様

穴 水 町 長

穴水町ふるさと就職促進奨励金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった穴水町ふるさと就職促進奨励金については、穴水町ふるさと就職促進奨励金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

なお、奨励金の額及び交付回数については、穴水町ふるさと就職促進奨励金交付要綱第4条によるものとする。

記

1 奨励金の種類

2 奨励金の交付決定（確定）額 円

3 奨励金の交付決定取り消し及び返還

穴水町ふるさと就職促進奨励金交付要綱第8条（以下の事項）に該当することとなったときは、交付を受けた奨励金の全部、または一部を返還すること。

- (1) 申請書の提出から3カ年以内に自己都合による離職、または本町以外の市区町村へ転出したとき
- (2) 提出した書類に、偽りその他不正があったとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき
- (4) 前各号に掲げるものの他、町長が奨励金の返還が相当と認めたとき

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

穴 水 町 長

穴水町ふるさと就職促進奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった穴水町ふるさと就職促進奨励金については、穴水町ふるさと就職促進奨励金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記理由により不決定としたので通知する。

記

1 不決定理由

様式第4号（第7条関係）

穴水町ふるさと就職促進奨励金請求書

年 月 日

穴 水 町 長 様

申請者 住所
氏名

印

年 月 日付け 第 号により、交付決定（確定）通知のあった穴水町ふるさと就職促進奨励金として、下記のとおり交付されるよう、穴水町ふるさと就職促進奨励金交付要綱第7条の規定により、請求いたします。

記

1 奨励金の種類

2 請 求 額 円

3 振 込 先

金融機関名	
支店等名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

※ 口座名義については、奨励金の申請者と同一であること。

第 年 月 日 号

様

穴 水 町 長

穴水町ふるさと就職促進奨励金返還通知書

年 月 日付け第 号により、交付決定（確定）通知した穴水町ふるさと就職促進奨励金については、穴水町ふるさと就職促進奨励金交付要綱第8条の規定に基づき、下記理由により返還を命ずる。

記

- 1 奨励金の種類
- 2 奨励金の交付決定取り消し
及び返還理由
- 3 返還金額 円
- 4 返還期限 年 月 日